

一般社団法人日本潰瘍学会の旅費等に関する規程

平成28年9月3日 制 定

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本潰瘍学会の役員・委員及び理事長が認めた者が会務のため出張する場合に支給する旅費と日当（以下「旅費等」という。）について定める。

第2条 旅費等については、その原資は会員の年会費であることを自覚し、できるだけ経費を削減する努力をする。

(支給対象)

第3条 旅費等の支給対象となる会務は以下とする。

- ・ 理事会。ただし、学術集会開催時の理事会に関しては支給しない。
- ・ 常設、臨時を問わず理事会が認めた委員会活動。ただし、学術集会開催時の委員会に関しては支給しない。
- ・ その他理事会が必要と認めたもの。

2 旅費等の支給希望は、会務への出欠回答時に事前に申請するものとする。ただし、別に旅費支給を受ける場合は、重複する経費を支給しない。

(旅費の算定)

第4条 旅費は、公共交通機関を利用した場合の最も合理的な経路を事務局で算定し、現金にて支給する。算定の際、十円以下の金額を繰り上げるものとする。

- 2 鉄道の座席指定券を必要とする場合は、その料金を支給する。
- 3 新幹線を含む特急列車を利用する場合にはグリーン車料金は支給しない。
- 4 航空機を利用する場合、エコノミークラス料金往復の航空料金を支給する。

(宿泊費の算定)

第5条 宿泊費は定額とし、宿泊が必要な場合に限り一泊あたり9,000円を現金により支給する。

(日当の算定)

第6条 日当は定額とし、一日あたり2,000円を現金又は現金同等物により支給する。

(本規程の運用上の疑義)

第7条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(本規程に記載のない事項)

第9条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。

附則 本規程は、平成28年10月1日から施行する。